会議結果報告書

1　会議名	ごみ処理に関する課題についての意見交換会（赤松自治会）
2　日時	平成30年8月26日（日）11：00～12：00
3　場所	辻堂西口ＹＵ－ＺＵルーム
4　出席者	（資源循環課）森岡担当主査、小田副主査 （環境事業センター）尾坂主幹、安齋担当主査 （赤松町自治会）参加人数：13人
5　内容	本市のごみ処理に関する課題について意見交換会を実施した。会議の主な質問と意見は次のとおりであった。 ●市は啓発が不足していると思う。特に転入者には、更なる啓発に努めてほしい。 ●仮に有料化とした場合には、家族構成での不公平は生じないようにしてほしい。 ●戸別収集とした場合、各家庭の収集時間は決まっているか。早くからごみを出しすぎるとカラス被害にあってしまう。 →ごみ出しの時間については、ステーション方式であっても戸別収集であっても、朝一番に出してくださいという案内となることが考えられるが、いずれの方法であっても、しばらくすると、おおよその収集時間が分かってくるため、先行市の各家庭においては、収集時間に合わせたごみ出しになっていると考えられる。なお、戸別収集であってもカラス被害はあるため、各家庭で、ポリバケツなどを用いて対策を行う必要があると考えている。 ●参考資料で、大和市が戸別収集を導入した時期が18年7月とあるが、西暦、元号のどちらか。また、大和市の戸別収集の経費を示すことができるか。 →時期は元号となる。大和市の戸別収集の経費については、調べたうえでお示しさせていただきたい。現在、環境事業センターにおいて、本市が戸別収集を実施した場合に係る車輌や人件費などの綿密なシミュレーションを実施しており、これらについても、結果が分かり次第お示ししたいと考えている。 ●大和市の場合は有料化による収益で戸別収集を実施しているということか。 →有料化と戸別収集は別の施策であり、戸別収集に要する費は、ごみ処理経費で賄っていると理解していただきたい。そのため、戸別収集に対して市民1人あたりがいくらお金を払っているというものではない。ごみの有料化は、ごみ処理経費である30億円の一部を負担していただくものであり、ごみ処理経費は、戸別収集を含めたごみ処理に係る事業費の総額である。つまり、皆さんに負担していただく手数料は、戸別収集に要する経費だけでなく、ごみ処理に係る経費全体の一部を負担していただくというものである。 ●有料化でごみ処理経費の全てを賄うか。

	→税負担を基本とし、ごみ処理経費の一部を手数料としてご負担していただくことが、ごみの有料化である。 ●戸別収集の財源はなにか。 →有料化による手数料も充当することになるかもしれないが、主に税が財源となると考えている。 ●有料化と戸別収集をセットで実施するケースや有料化だけを実施するケースは理解できるが、戸別収集を単独で実施するようなことはあり得るか。 →経常的に係るごみ処理経費に加え、これから想定されるごみ処理施設の整備に要する経費等が課題となっている中では、経費の増大が見込まれる戸別収集だけを実施することは困難であると考えている。 ●意見交換会に参加しない方への啓発が必要である。 ●集合住宅の場合、戸別収集はどのような方法で実施するか。 →先行市の場合は、既存の集積場所からの収集となり、同様に実施するとした場合、現在の収集方法との変更点はない。なお、集積場所を有していない小規模の集合住宅については、集積場所を設けていただくこととなるため、戸別収集を行なうことで、各家庭との棲み分けが可能となると考えている。 ●参考資料の先行市の収支状況において、市民１人当たり１年あたりの負担額が示されているが、これは税負担分も含めての負担額か。 →有料化による手数料のみの負担額である。 ●参考資料に有料化導入後の先行市のごみの減量を示しているが、ごみの減量に伴って処理費も減少しているはずであるため、それも資料に載せるべきである。 →資料として改善すべき点としてありがたく頂戴したい。なお、大和市と藤沢市については、有料化だけでなく戸別収集も導入したことで、ごみは減量となったが、ごみ処理経費は以前より高くなってしまっている。 ●事業者に対して、集積場所にネットやボックスを設置してほしいと市から指示できないか。 →一定規模の場合、集積場所を設けることは、条例に規定しているが、ボックス等の設置については、規定していない。そのため、それらの設置については、お願いということとなるが、最近の事業者は、カラス被害のことを重々承知しているため、大半がボックスなどの鳥獣対策を講じていただいている状況である。 ●ネットやボックスの設置について条例で義務化できないか。

	→それらの設置に要する費用については、事業者負担となるため、現実的ではないと考えている。あまりにもひどい状況が散見されるようであるならば、環境事業センターに個別に相談をお願いしたい。 ●戸別収集となった場合、カラスいけいけボックスは不要となってしまうか。 →戸別収集の対象を燃やせるごみと燃やせないごみのみとした場合、資源物は集積場所からの収集となり、そちらにボックスを流用することが可能であると考えている。また、仮に有料化や戸別収集を導入すると方針が決定した場合においても、実施に向けた周知期間が必要となり、それらについては、数か年後の開始になると思われるので、開始までの期間については使用が可能であると考えている。 ●ペットボトルの売却益が横須賀市と比べて高いということをテレビで見た。このことを市はアピールした方がよいと思う。 →売却益についてＰＲを行えば、市民の分別の後押しに繋がる可能性があるため、今後の啓発の参考にしたい。 以上